

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器B貝殻除去装置において、経年使用による消耗品の垂鉛板の消耗が認められたため、当該垂鉛板を交換。	対象外	
2	1号機	タービン建屋高電導度廃液系サンプA流入主管において、つまり気味の箇所があり、タービン建屋3階からの排水時、同一配管に接続されている1階の排水枡(ファンネル)から床面に70cm×160cmの漏水(汚染なし)があったため、排水作業方法について対策検討。	GⅢ	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ換気空調補機冷却系下部冷却器A冷却水出口弁において、弁位置検出スイッチ内部に腐食が認められたため、当該弁位置検出スイッチを交換。	GⅢ	
4	2号機	軽油タンクAフロート式油面計の液位検出(ケーブルワイヤー)用配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理。	GⅢ	
5	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系ポンプ吐出弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系サンプル槽B出口試料採取弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	